

多治見市保育学生ボランティア事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、多治見市公立の保育園、認定こども園及び幼稚園（以下「保育園等」という。）において、保育の体験を通じた魅力発信による将来的な市全体での保育人材の確保のため、保育学生ボランティア（以下「ボランティア」という。）を受け入れる事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（活動対象）

第2条 ボランティアの活動内容は、保育園等における保育・教育活動の支援とする。

（ボランティア登録者）

第3条 ボランティアとして活動できる者は、各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 指定保育士養成施設に在籍し、保育士資格取得をめざす者
- (2) 大学又は短期大学に在籍し、幼稚園教諭養成課程を履修している者

（活動時間）

第4条 ボランティアの活動は、平日の次の各号に定める時間の範囲内とする。

- (1) 保育園・認定こども園 午前7時から午後7時まで
- (2) 幼稚園 午前8時30分から午後4時まで

（実施方法）

第5条 ボランティアの活動を希望する者は、活動希望月の前月10日までに、市公式ホームページの専用フォームにより市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、希望のあった保育園等と調整のうえ、受入れの可否を本人に通知する。

3 ボランティアの受入れを行う保育園等の園長（以下「園長」という。）は、活動日時及び内容についてボランティアと面談、調整したうえで活動依頼を行うものとする。

4 ボランティアは、活動が終了したら市長に対して活動報告を行わなければならない。

（謝礼）

第6条 市長は、前条第4項の報告を受けたボランティアに対して、次項に規定する方法により算出した額から所得税等を源泉徴収のうえ、活動月の翌月末までに口座

振込により謝礼金を支給する。

2 ボランティアに対する謝礼金は、活動1時間につき1,100円とする。

3 前2項に規定する謝礼金のほか、ボランティアに対する交通費として、活動1日につき300円を支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、ボランティアが謝礼金及び交通費の支給を希望しない場合は、謝礼金及び交通費を支給しないものとする。

(保険加入)

第7条 市長は、ボランティアの傷害保険に加入するものとし、その経費は市が負担する。

(園長の責務)

第8条 園長は、ボランティアが円滑に活動できるよう助言、支援を行い、必要に応じて指示するものとする。

2 園長は、ボランティアが児童の人権を尊重して活動にあたるよう十分注意するものとする。

3 園長は、ボランティアが活動中に知り得た個人情報等について、外部に漏らさない等、その取扱いに十分留意するように指導するものとする。

(ボランティアの責務)

第9条 ボランティアは、活動中に知り得た個人情報等について、外部に漏らしてはならない。また、ボランティア活動期間終了後も同様とする。

2 ボランティアは、保育園等の管理下において活動し、活動内容・条件について、園長に十分確認するとともに、活動にあたっては、保育園等と連携し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。